

第 36 期

事 業 報 告

平成31年4月 1日から
令和 2年3月31日まで

北 越 急 行 株 式 会 社

事業報告の記載内容

I. 会社の状況に関する重要な事項

1. 事業の概況及び経営成績
2. 設備投資の状況
3. 最近の5事業年度の営業成績及び財産の状況の推移
4. 最近の5事業年度の輸送人員及び旅客運輸収入の推移
5. 対処すべき課題
6. 主な事業内容
7. 主要な営業所
8. 従業員の状況
9. 当期末の株主の状況
10. 取締役及び監査役の状況並びに報酬等の額
11. 取締役会及び監査役会の状況

II. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の氏名
2. 責任限定契約の概要

III. 業務の適正を確保するための体制の整備について

1. 会社の体制および方針
2. 運用状況の概要

I. 会社の状況に関する重要な事項

1. 事業の概況及び経営成績

元号が平成から令和に変わった当事業年度は、輸送人員は前年に比べ減少傾向にあったものの、平成30年12月に実施した運賃改定の効果により運輸収入は微増傾向にありました。しかしながら、9月以降立て続けに襲来した大型台風や2月下旬以降世界中に急拡大した新型コロナウイルスの影響により、前年に比べ減収となりました。特に、新型コロナウイルス感染拡大防止の為に不要不急な外出自粛の影響は大きく、鉄道業界においては3月以降の輸送人員は都市部や地方の区別なく過去に例のない程大幅に減少しております。

当社においては、10月に発生した大型台風19号襲来時に開業以来初めてとなる計画運休を実施するなど、事故防止に努めました。当社線も倒木により高圧配電線が断線するなどの被害がありましたが、早期仮復旧により北陸新幹線不通による代替輸送として、越後湯沢から直江津までの直通運転を拡大し、首都圏から北陸地方へ移動されるお客さまの利便性向上に努めました。

また、お客さまから好評をいただいているパン・マルシェ列車やクラフトビール列車の他、鉄旅オブザイヤー2019においてグランプリを受賞したスノータートルなど多彩なイベント列車を運行し、話題の提供と魅力の発信に努めてきました。

当該事業年度は台風19号を除くと記録的な小雪となるなど、比較的自然災害による運休も少なく安定した輸送を確保することが出来ましたが、先に述べたとおり2月下旬から新型コロナウイルスの影響により利用者は大幅に減少しており、先行きが見通せない状況となっております。

これらの結果、輸送人員は前年度比92.08%の1,170,678人となりました。

安全対策については、「常に安全最優先」をメインスローガンに掲げ、引き続き安全計画の3つの柱である安全を考える文化の定着、安全マネジメント体制の強化、安全を支える環境の整備について取り組んできました。また、開業から23年が経過し老朽化してきている鉄道施設・設備について、国の「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」を有効活用し、計画的に修繕・更新することにより安全輸送の確保に努めました。

サービスについては、サービス品質向上計画の目標である「お客さまが笑顔になる鉄道」を目指し、系統を超えた社員の意見を取り入れる為のサービス委員会活動を継続し、地域の皆様から親しみを持っていただけるよう努めてきました。また、ほくほく線沿線地域振興連絡協議会の助成金を活用し、お客さまに動画や静止画で沿線の観光情報や案内情報を提供できるよう駅にデジタルサイネージを設置しました。

その他、3月に実施したダイヤ改正では超快速スノーラビットの停車駅を増やし、地域の皆様の利便性向上を図りました。

以上により、運輸収入は前年度比95.8%の377,022千円、運輸雑収入は前年度比98.8%の151,029千円となり、合わせた営業収益は528,052千円となりました。

なお、営業費用は1,276,219千円となり、営業損失は748,166千円となりました。これに営業外損益、特別損益を加減した当期純損失は670,160千円となりました。

2. 設備投資の状況

当期に実施した設備投資の総額は80,150千円となり、その主な内訳は次のとおりです。

- ・ 六日町駅他CTC駅装置更新 61,686千円
- ・ 浦川原変電所他蓄電池制御盤更新 8,514千円
- ・ 六日町駅他デジタルサイネージ新設 754千円

なお、設備投資の財源は自己資金並びに国及び自治体からの補助金であります。

3. 最近の5事業年度の営業成績及び財産の状況の推移

(単位:千円)

| | 第32期 | 第33期 | 第34期 | 第35期 | 第36期(当期) |
|--------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 平成28年3月期 | 平成29年3月期 | 平成30年3月期 | 平成31年3月期 | 令和2年3月期 |
| 営業収益 | 618,435 | 536,389 | 521,856 | 546,172 | 528,052 |
| 営業利益又は営業損失(△) | △641,033 | △668,350 | △712,284 | △727,294 | △748,166 |
| 経常利益又は経常損失(△) | △434,907 | △452,675 | △551,930 | △522,019 | △638,868 |
| 当期純利益又は当期純損失(△) | △622,348 | △558,665 | △580,674 | △544,618 | △670,160 |
| 1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) | △6,812円05銭 | △6,114円98銭 | △6,355円89銭 | △5,961円23銭 | △7,335円37銭 |
| 総資産額 | 13,320,646 | 12,408,812 | 11,655,836 | 11,379,638 | 10,675,986 |
| 純資産額 | 13,174,027 | 12,196,682 | 11,511,698 | 11,234,821 | 10,537,583 |
| 1株当たり純資産額 | 144,199円07銭 | 133,501円33銭 | 126,003円70銭 | 122,973円08銭 | 115,341円32銭 |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済み株式数により算定しております。

4. 最近の5事業年度の輸送人員及び旅客運輸収入の推移

| | 第32期 | 第33期 | 第34期 | 第35期 | 第36期(当期) |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 平成28年3月期 | 平成29年3月期 | 平成30年3月期 | 平成31年3月期 | 令和2年3月期 |
| 輸送人員(千人) | | | | | |
| 定期 | 644 | 662 | 685 | 702 | 662 |
| 定期外 | 643 | 544 | 528 | 569 | 508 |
| 計 | 1,287 | 1,206 | 1,213 | 1,271 | 1,170 |
| 運輸収入(千円) | | | | | |
| 定期 | 83,859 | 83,102 | 86,204 | 90,177 | 84,538 |
| 定期外 | 326,381 | 294,160 | 285,480 | 301,812 | 291,164 |
| 計 | 410,241 | 377,263 | 371,684 | 391,989 | 375,702 |

5. 対処すべき課題

①安全・安定輸送の確保

開業から23年が経過し、老朽化してきている鉄道施設・設備について国の「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」を有効活用し、施設設備の大規模修繕、更新することにより安全・安定輸送の確保に努めます。また、技術系プロパー社員が定年を迎えていることから、要員の確保と技術継承を進め、安全輸送の確保を図ります。

②経営の安定化に向けた取り組み

鉄道設備のスリム化及び効率化によるコスト削減に取り組みます。また、ほくほく線沿線地域振興連絡協議会において提案された支援策について関係機関と協議を進め、事業の深度化を図るとともに遊休資産並びに輸送余力を有効活用した事業の創出を図ります。

③営業戦略の強化

沿線の公立高校の統廃合などにより増加傾向であった通学利用も現在は沿線人口の減少とともに減少してきております。これまで運行してきた人気のイベント列車を引き続き運行し、沿線の魅力や鉄道の楽しさを発信するとともに便利で楽しいほくほく線をさらに充実させ、なくてはならない鉄道を目指します。

6. 主な事業内容

旅客鉄道事業

旅客鉄道事業の営業キロは、ほくほく線（六日町・犀潟間）59.5km、駅数は12駅です。車両はHK100形電車を12両（11ユニット）保有しています。

北越急行の列車は、1日40本、うち超快速列車3本、快速列車3本を運行し、JR上越線、JR信越本線、えちごトキめき鉄道妙高はねうまラインとの直通運転も行っております。

（注）令和2年3月14日ダイヤの運行本数で、臨時列車を除いています。

7. 主要な営業所

本社 南魚沼市六日町2902番地1

現業 六日町運輸指令区【南魚沼市】
松代工務区【十日町市】

駅 六日町駅、魚沼丘陵駅【南魚沼市】
美佐島駅、しんぞ駅、十日町駅、まつだい駅【十日町市】
ほくほく大島駅、虫川大杉駅、うらがわら駅、大池いこいの森駅、くびき駅、犀潟駅【上越市】

8. 従業員の状況

| 区 分 | 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 備 考 |
|-----|------|--------|-------|-----|
| 男 子 | 68名 | 2名 | 42.5才 | |
| 女 子 | 3名 | 0名 | 33.0才 | |
| 合 計 | 71名 | 2名 | 41.7才 | |

(注) 従業員数には、東日本旅客鉄道(株)からの出向者 1名が含まれております。

9. 当期末の株主の状況(持株数順)

| 株 主 名 | 持 株 数 株 | 持株比率 % |
|--------------|------------|-----------|
| 新潟県 | 50,100 | 54.84 |
| 上越市 | 12,038 | 13.18 |
| 十日町市 | 10,904 | 11.94 |
| 株式会社第四銀行 | 4,568 | 5.00 |
| 株式会社北越銀行 | 3,038 | 3.33 |
| 東北電力株式会社 | 3,038 | 3.33 |
| 南魚沼市 | 1,826 | 2.00 |
| 株式会社整理回収機構 | 1,529 | 1.67 |
| 株式会社大光銀行 | 1,529 | 1.67 |
| 湯沢町 | 1,050 | 1.15 |
| 越後交通株式会社 | 309 | 0.34 |
| 新潟交通株式会社 | 301 | 0.33 |
| 頸城自動車株式会社 | 301 | 0.33 |
| 新潟県農業協同組合中央会 | 184 | 0.20 |
| 上越商工会議所 | 159 | 0.17 |
| 津南町 | 159 | 0.17 |
| 十日町商工会議所 | 159 | 0.17 |
| 新潟県商工会連合会 | 84 | 0.09 |
| 十日町織物工業協同組合 | 84 | 0.09 |
| 計 19 名 | 91,360 | 100.00 |

10. 取締役及び監査役の状況（令和2年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏 名 | 担当または主な職業 |
|----------------|-----------|-----------------------|
| 取締役会長（代表取締役） | 神 保 和 男 | |
| ○ 取締役社長（代表取締役） | 小 池 裕 明 | |
| ◎ 専務取締役 | 田 中 昌 直 | 新潟県 交通政策局長 |
| ○ 取締役 | 小 野 澤 信 也 | 安全統括管理者、運輸部長、リスク管理担当 |
| ○ ” | 小 嶋 晴 男 | 経営管理部長、技術部長 |
| ○ ” | 齊 藤 浩 一 | 内部監査担当 |
| ◎ ” | 永 塚 重 松 | (株) 第四銀行 常務取締役 |
| ” | 関 口 芳 史 | 十日町市長 |
| ” | 高 野 広 充 | 東北電力 (株) 上席執行役員 新潟支店長 |
| ” | 田 村 正 幸 | 湯沢町長 |
| ” | 林 茂 男 | 南魚沼市長 |
| ” | 広 川 和 義 | (株) 北越銀行 専務取締役 |
| ” | 村 山 秀 幸 | 上越市長 |
| 監査役（常勤監査役） | 小 野 藤 一 | |
| ”（社外監査役） | 桑 原 悠 | 津南町長 |
| ”（社外監査役） | 藤 沢 稔 | (株) 大光銀行 取締役(監査等委員) |

(注) 1 取締役は改選期にあたり、令和元年 6月25日開催の定時株主総会において重任、○印の取締役は新たに選任され、同日就任いたしました。また、◎印の取締役は、取締役の補欠として令和元年9月10日開催の臨時株主総会において新たに選任され、同日就任いたしました。

2 当期における辞任及び退任役員

取締役 渡 邊 正 幸 (令和元年 6月25日 退任)
 取締役 寺 田 竜 也 (令和元年 6月25日 退任)
 取締役 渡 邊 博 文 (令和元年 6月25日 退任)
 取締役 水 口 幸 司 (令和元年 7月8日 辞任)
 取締役 殖 栗 道 郎 (令和元年 9月10日 辞任)

取締役及び監査役に支払った報酬等の額

| 区 分 | 支給人員 | 支給額 | 摘 要 |
|-------|------|--------------|-----|
| 取 締 役 | 6名 | 18,980,000 円 | |
| 監 査 役 | 1名 | 1,800,000 円 | |
| 合 計 | 7名 | 20,780,000 円 | |

1 1. 取締役会及び監査役会の状況

当社の取締役会は、令和2年3月31日現在取締役13名で構成され、重要な意思決定や経営の重要事項についての審議をしています。なお、取締役会に付議する重要事項に係わる協議のほか、日常的に発生する課題の早期解決を図るため、常勤役員及び部長で構成する常勤役員会を適宜開催しました。また、当社は監査役会制度を採用しており、令和2年3月31日現在監査役3名、うち2名が社外監査役であります。監査役会は、主に取締役会の開催に合わせて開催しました。各監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、業務執行状況及びプロセスについての監査を行っています。また、常勤監査役は、取締役会及び常勤役員会等の重要な会議への出席のほか、重要な決裁書類の閲覧、予算・経営計画等の把握及び検討、必要に応じた担当部門からの報告・説明などによる業務監査を行っています。

II. 会計監査人に関する事項

1. 当社の会計監査人の氏名

公認会計士 石川 勝行

公認会計士 長津 和彦

2. 責任限定契約の概要

当社と会計監査人である公認会計士 石川勝行氏及び長津和彦氏は、会社法第427条第1項の契約を締結しており、当該契約の内容の概要は次のとおりです。

① 監査受嘱者は、本契約の履行に伴い生じた監査委嘱者の損害について、監査受嘱者に故意又は重大な過失があった場合を除き、監査受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価を監査委嘱者から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に、二を乗じて得た額をもって、監査委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

② 監査受嘱者の行為が、①の要件を充足するか否かについては、監査委嘱者がこれを判断し、速やかに監査受嘱者に結果を通知するものとする。

III. 業務の適正を確保するための体制の整備について

1. 会社の体制および方針

当社は、平成18年6月26日開催の取締役会で「業務の適正を確保するための体制」構築のための基本方針を以下のとおり決議しました。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、法令、定款はもちろんのこと、「企業理念」、「行動指針」をはじめ企業倫理を遵守し、自律的に管理できる企業風土を醸成するための体制を整備するものとする。

② 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ健全に行われるため、「企業理念」ならびに「行動指針」に基づく「行動規範」を制定するとともに、研修等を継続的に実施することにより、法令遵守の意識啓発に努める。

- ③ 上記の徹底を図るため、職務執行状況を監督する取締役を任命し、定期的に監督するとともに、その結果を必要に応じて取締役会及び監査役会に報告する。
 - ④ 取締役会は、法令、定款、取締役会規則等に従い、取締役の相互の意思疎通を図り、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 株主総会議事録、取締役会議事録、常勤役員会議事録その他取締役の職務執行に係る文書について「文書管理規程」その他の関連規則を整備し、これに基づいて適切に保存、管理する。
 - ② 取締役及び監査役は、これらの文書等を必要に応じて閲覧できる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 公共性の高い鉄道事業を行っているため、お客さまの安全をリスク対策における最重要課題とする。
 - ② 業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として、「リスク管理規程」その他の関連規則を整備することにより事業活動に伴うリスクの低減と発生防止のための活動および危機管理に備える。
 - ③ リスク管理体制の有効性については、これを管理統括する取締役を任命し、全社的対応について管理するとともに、その状況を定期的に、また、必要に応じて監査を行い、その結果を常勤役員会（「常勤の取締役および部長等で構成する」以下同じ）等に報告する。取締役は、内部監査の結果を踏まえ、所要な改善を図る。
 - ④ 重大な危機が発生した場合には、社長を本部長とする危機管理本部をすみやかに組織し、危機への対応とそのすみやかな収拾に向けた活動を行う。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 法定による取締役会のほか、常勤役員会を定期的開催し、経営上重要な事項について協議するとともに、課題の早期解決を図る。
 - ② 取締役会等において、経営方針を決定するとともに、事業計画、年度予算等の経営目標を定め、各業務担当取締役はその目標達成に向けた具体策等を立案・実行する。
 - ③ 取締役会、常勤役員会等の各審議・決定機関及び各職位の権限並びに各組織の所管事項を「社内規則」に定め、会社の経営に関する意思決定および執行を効率的かつ適正に行う。
- (5) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役の職務を補助すべき使用人を任命する。
 - ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けないものとし、また、当該使用人の任命・解任、人事異動、評価等については、監査役の意見を尊重したうえで行うものとする。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- ① 取締役または使用人は、法定の事項に加え、職務執行に関して重大な法令定款

違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、すみやかに監査役に報告するものとする。

② 取締役または使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況等をすみやかに監査役に報告するものとする。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役は、監査役が取締役会、常勤役員会その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることの出来る体制を整備する。

② 監査役は、代表取締役との間で随時意見交換を実施するとともに、必要に応じて各業務担当取締役および重要な使用人からの意見聴取の機会を設ける。

③ 監査役は、会計監査人と連携を保ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

2. 運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

① 重要な会議の開催状況

当期（平成31年4月1日から令和2年3月31日）における主な会議の開催状況は次のとおりです。

取締役会は6回開催し、四半期ごとの経営状況を報告しました。さらに、常勤取締役の職務執行状況について報告をしました。また、経営状況や課題などについては適宜常勤役員会を開催し審議するとともに、決定事項などは取締役会に諮ってきました。

② リスク管理体制について

お盆輸送、年末年始輸送等、多客輸送期前に安全統括管理者である取締役運輸部長が各職場の輸送安全総点検を実施しました。

③ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、取締役会への出席の他、適宜開催される常勤役員会、毎月開催される全社連絡会議に出席し、必要の都度意見を述べました。また、常時、代表取締役との意見交換を実施しました。

会計監査人との連携については、常勤監査役が立会うなどして会計監査を実施しました。

また、監査役会を4回開催し、常勤監査役は社外監査役へ常勤役員会、全社連絡会議、その他の重要な会議の状況などについて業務報告をしました。